

越谷東高等学校 生徒指導について

本校の規程に基づき、以下のように生徒指導を行っています。何卒御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 制服の着用指導

下記の服装違反があった場合には、その場で直させる指導を行う。違反が繰り返され複数回行われるような場合には、特別指導となる場合がある。

- ・制服の加工は禁止。加工した制服は預かり、新品を購入する。
- ・学生服（上）・ブレザーの下に制服規程以外の物を着用していた場合は、預かり指導となる。
- ・Yシャツの下に着用する衣類は無地もしくはワンポイントとし、色は白・グレー・ベージュ・黒・体育着とする。（ハイネックは不可）
- ・靴下は、黒・白・紺・灰色で無地もしくはワンポイントの物のみ（リボンやフリル等は不可）
- ・学生服（上）は、すべてのボタンを留める。
- ・シャツ出し、腰パン（スラックスを腰骨よりも下で履く行為）は禁止。
- ・ベルトは、黒の単色・無地の物のみ。その他の物は、預かり指導となる。
- ・ブレザーは、ボタンを留めて着用する。
- ・リボン着用時は、Yシャツ等の一番上のボタンまで留め、ボタンが隠れるように着用をする。
- ・スカートの折り込みやベルト、安全ビンの使用は禁止。※複数回の違反はスカート指導がある。
- ・スラックス着用時のベルトは、黒の単色・無地の物のみ。その他の物は、預かり指導となる。
- ・髪留めは、黒・紺・茶色のゴムのみとする。その他の物は、預かり指導となる。
- ・夏服着用期間のみ、指定のポロシャツの着用を認める。

2 遅刻指導

<対象者>

正当な理由なく遅刻・欠席した場合には下記の指導を行う。

<指導>

遅刻した日の放課後、担任から説諭をし、反省文を配布する。

翌日の朝、原則8:20 から8:25の間に職員室の担任（学年）の先生に提出

3 預かり指導

預かり指導対象物	指導内容	返却時・指導
制服規定違反の衣類 学校生活に関係のない物 〔 装飾品・トランプ等の遊具類 化粧品 等 〕	身に着けていたり、所持していたら預かる。	年度末（3月）
携帯電話	『校内では電源を切り、鞆もしくはロッカーの中に目につかないよう管理する』が規定。 ただし、朝のSHR前・放課後のSHR後は、使用を許可する。 原則、廊下・トイレでの使用は禁止とする。	当日返却する。担任指導と合わせ、以下のよう に指導。 1回目：状況により保護者連絡 2回目：必ず保護者連絡 3回目：保護者に取りに来てもらう。 以降3回目と同様
飴・ガム等の菓子類全般	菓子類の持ち込みは禁止。その場で預かる。	
加工した制服	新しい制服を購入とする。	

4 頭髪指導

髪の毛を染色・脱色した生徒は、加工した部分が無くなるように指導する。黒染めをする場合には、必ず担任等に相談の上、原則自分で染めずに理・美容院に行くこと。一度髪の毛を加工すると指導が長期間になるので十分注意をすること。また、髪の毛が傷み変色する場合もあるが、この場合も指導を行うのでドライヤー等の使用方法にも十分注意をすること。ヘアアイロンは、髪が痛み変色の原因となるため使用は禁止とする。染色・脱色以外の髪の毛の加工（一時的なものも含む）も禁止。（パーマ／カール／整髪料使用／特異な髪型／前髪のカール等）

・男子の髪の毛の長さは、次のような基準とする。

「前髪は眉を越えない長さ。横は耳にかからない長さ。襟足は学生服（Yシャツ）の襟を越えない長さ」

・女子の髪の毛の長さの基準はないが、前髪が目にかかる場合は、ヘアゴムやピン等でとめる。

※再登校指導

著しい頭髪の規程違反が認められた生徒 → 一時下校させ、その日の内に改善後再登校させる場合がある。

5 眉毛・ピアスの穴の指導

眉毛に手を加えた生徒は、下記の指導を行う。また、耳等にピアスの穴をあけた生徒にも同様の指導とする。

<指導>

違反があった場合、担任または副担任・学年整容指導担当による説諭と反省文記入、翌週の初めの登校日の朝のSHR後に担任が元の状態に戻るまでチェックをする。元の状態に戻ったら、放課後、学年整容指導担当がチェックをする。

6 化粧・カラーコンタクト・整髪料（ワックス）等の指導

化粧・カラーコンタクト・整髪料は禁止とする。違反があった場合、担任または副担任、学年整容指導担当による説諭+反省文記入をし、翌日から3日間、朝のSHR後に担任がチェックをし、放課後、学年整容指導担当がチェックをする。複数回違反を繰り返す場合は、チェック日数等を追加する。

7 自転車運転の指導

自転車の傘差し運転は禁止。（道路交通法施行細則）雨天時には原則雨合羽を着用のこと。なお、2人乗りや、並列運転、スマホ・イヤホン等を使用しながらの運転はしない。また、自転車の施錠は2つすることが自転車通学の許可条件となるので、鍵は必ず2つ施錠する。

※自転車運転時はヘルメットの着用を推奨する。

8 普通自動車及び自動二輪車等の免許取得について

普通自動車及び原動機付き自転車〈バイク〉・自動二輪車の免許取得・乗車を希望する生徒は、**届け出制**とする。定められた手続きをとらなかった場合は、懲戒指導の対象とする。

9 アルバイトについて

アルバイトは、原則禁止。家庭の特別な事情等により、やむを得ずアルバイトを希望する場合には、クラス担任に必ず相談すること。

10 懲戒規程

喫煙・飲酒、暴力・暴言、指導拒否、不正行為、いじめ、ネットへの書き込み等の問題行動のあった生徒には、懲戒指導を行う。